

総論

第1章 構造改革特別区域計画の認定制度について

1-1 認定制度の概要

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）に基づく規制の特例措置が適用されるためには、地方公共団体が、構造改革特別区域（以下「特区」という。）を設定し、当該特区内で適用させようとする規制の特例措置を盛り込んだ構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

内閣総理大臣による特区計画の認定は、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）で明らかにしているとおりの「（認定基準）を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しない」こととしています。

特区計画の認定申請に当たっては、

① 法令解釈事前確認制度（いわゆるノーアクションレター制度）

② 民間事業者等による特区計画の案の作成に関する提案制度

を導入し、特区計画を申請しようとする地方公共団体や特区で事業を展開しようとしている民間事業者等の取組が円滑に進むように配慮しています。

1-2 認定制度のポイント

1) 認定の発案から認定までの流れ

特区計画の認定の発案から認定までの流れを、時間の経過に応じて並べると次のとおりになります。

① 法令解釈の事前確認（法第4条第8項）

② 民間事業者等からの特区計画の案の作成についての提案（同条第5項及び第6項）

③ 特区計画の案の作成に当たっての実施主体等からの意見聴取（同条第4項）

④ 特区計画の認定の申請（同条第1項）

⑤ 特区計画の認定（同条第9項及び第12項並びに法第5条）

⑥ 特区計画の変更（法第6条）

これらについて、以下に特区計画の作成者がまず把握しておく必要のあるポイントを記述します。

2) 法令解釈の事前確認

法令解釈の事前確認については、法第4条第8項及び基本方針3.(2)①に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

- ① 地方公共団体は特区計画の案を作成するに当たって、基本方針別表1に示された規制の特例措置に関する法令等の解釈だけでなく、規制の特例措置に関連する事業に関する法令等の解釈についても関係府省庁に確認することができること。例えば、国際交流を推進しようとする特区計画において、外国人研究者に関する規制の特例措置に関連して、当該外国人の在留環境の改善を図るため、外国人医師や外国人弁護士の活用を図る事業に関連する事業とした場合、これに関する医師法、弁護士法等の法令等の解釈を求めることが可能である。
- ② 法附則第5条に基づき、訓令又は通達により定められる規制の特例措置についても、法律、政省令と同様に事前確認を行うことができること。
- ③ 法令解釈の事前確認への回答が期限（原則として30日以内）までにならない場合等には、内閣府に設ける相談窓口で事実の確認等を求めることができること。

3) 民間事業者等からの特区計画の案の作成についての提案

民間事業者等からの特区計画の案の作成についての提案に関しては、法第4条第5項及び第6項並びに基本方針3.(2)②に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

- ① 特区計画の案の作成についての提案を行うことができる者は、規制の特例措置の適用が受けられるすべての者（特区外に所在する者を含む。）であること。
- ② 提案を踏まえて特区計画の案を作成する必要がないと地方公共団体が判断した場合は、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならないとされており、その際には提案を受け付けてから30日以内に書面又は電磁的方法で回答することが望まれること。

- ③ 提案したにもかかわらず地方公共団体から何ら回答がなされず、民間事業者等から内閣府に設ける相談窓口に相談等があった場合には、相談窓口から地方公共団体に対し事実の確認等を求める場合があること。

4) 特区計画の案の作成に当たっての実施主体等からの意見聴取

特区計画の案の作成に当たっての実施主体等からの意見聴取については、法第4条第4項に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

- ① 意見聴取は、特区計画の案の作成の段階で既に規制の特例措置の適用を受けようとする者として特定されているものに対して行えば足りるものであること。特区計画に記載することとなる規制の特例措置の適用を受ける主体（実施主体）の範囲に含まれ得るすべての者を指すものではない。

例えば、A市が特区計画において規制の特例措置の適用を受ける主体を「市内の保育所」とする場合、全市で10施設ある保育所のうち、案の作成段階で特例措置を受け入れる意向を示している保育所が3施設であれば、この3施設について計画に記載することを前提に意見を聴取すれば足りることとなる。

- ② 都道府県にあっては関係市町村の意見を聴かなければならないと規定されているが、都道府県と市町村が共同で申請する場合は、共同で申請する市町村は計画の作成主体となるので、「関係市町村」には該当せず、本条に基づく意見を聴く必要はないこと。

5) 特区計画の認定の申請

特区計画の認定の申請は、地方公共団体から内閣府の長たる内閣総理大臣に対して、法第4条第1項に基づき定められることとなる内閣府令に基づく様式を用いた申請書及び特区計画に、同府令に基づく書類を添付して行うこととなります。特区計画に記載すべき事項及び記載するよう努める事項は、同条第2項及び第3項に列挙されています。

これらの書類の内容や記載要領については、第3章で詳述しますが、ここでは、次の3つのポイントを挙げます。

① 計画の認定申請の主体

特区計画の認定申請の主体については、法第4条第1項に定められているが、次のとおり、基本方針3.(1)②i)に記述されている内容によること。

なお、特区計画の認定申請の主体となりうる地方公共団体には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合を含む。

- ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
- イ) 複数の市町村の共同
- ウ) 複数の都道府県の共同（ただし、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
- エ) 都道府県単独（ただし、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
- オ) 都道府県と市町村の共同（ただし、都道府県にあっては、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）※
- カ) ア)～オ)のいずれかと、特区内において特定事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）の共同

※ オ)の場合の意見聴取については、4)を参照

② 特区の範囲

特区の範囲については、法第2条第1項に定められているが、次のとおり、基本方針3.(1)②ii)に記述されている内容によること。

特区の範囲は、地方公共団体が実施しようとする事業の内容に応じて、例えば市町村の区域内の一部又は全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又は全域、市町村又は都道府県内の複数の区域（いわゆる「飛び地」）など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定できる。

特区の範囲は、必ずしも特区計画に盛り込んだすべての規制の特例措置が適用される区域を示すものではなく、関連する事業を含め、地方公共団体が実施しようとする事業全体に対応するものとして合理的な範囲で設定できるものである。

なお、地方公共団体が特区の範囲からさらに、個別の規制の特例措置が適用される区域を限定しようとする場合は、当該規制の特例措置を受ける主体について記載する際に、「(特区のうち)〇〇地区で適用する××の規制の特例措置を受ける主体」とすることにより対応することとする。

③ 訓令又は通達により定められる規制の特例措置の取扱い

法第4条第1項に基づき申請される特区計画に記載され、同条第11項に基づき適用される規制の特例措置は、厳密には法律、政令、省令及び告示（以下「法律等」という。）で定められたものである。基本方針別表1に掲載されている訓令又は通達（以下「通達等」という。）で定められた規制の特例措置については、法附則第5条に基づき、「法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるもの」として位置付けられ、基本方針2.（4）において、「特区制度における本基本方針の適用に当たっては、訓令又は通達による規制についても、法令で定められている規制と同一の扱いとする」とされている。

すなわち、通達等に基づく特例措置についても、法律等に基づく特例措置と同じように、特区計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受ければ発効することとするものである。これにより、一つの特区計画で法律等に基づく特例措置と通達等に基づく特例措置を併せて記載することも、通達等に基づく特例措置のみの特区計画を申請することも可能である。

この場合、通達等に基づく特例措置に関する申請にあっても、法律等に基づくものと同様に、「構造改革特別区域計画」、「構造改革特別区域」、「特定事業」等の用語を用いることとする。

④ 特区計画に記載する実施主体の範囲

特区計画に記載すべき実施主体は、規制の特例に基づく事業が確実に実施されるために特定する必要がある主体であるが、計画を作成する地方公共団体が規制の特例をどのように捉えるかにより特定すべき主体の範囲が変化するものであることから、当該事業が成立するために合理的な範囲で任意に設定できるものである。

⑤ 特区計画に記載する特定事業の数

特区計画に記載する特定事業については、数の限定はない。計画全体として認定基準に適合するものであれば、特定事業は1つでも複数でもよい。

6) 特区計画の認定

特区計画の認定に関しては、法第4条第9項から第12項まで及び第5条並びに基本方針3.（1）、3.（1）④、3.（1）⑤及び3.（1）⑥に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。なお、認定基準の内容及び関係府省庁の長が行う同意については、第2章で詳述します。

- ① 特区計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しないこと。なお、特区計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外した部分に限ったり、一定の条件を付すことにより、認定される場合がある。
- ② 特区計画が認定された場合には、申請者に対して認定した旨の通知が当然になされるが、認定しなかった場合、及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について関係府省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由が申請者に対して書面又は電磁的方法により通知される。

7) 特区計画の変更

特区計画に定められた内容に変更があった場合には、軽微な変更を除き、法第6条に基づき、内閣総理大臣の認定が必要となります。

なお、認定を要しない軽微な変更としては、次の内容を内閣府令で定めています。

- イ 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- ロ 規制の特例措置の適用の開始の日の6月以内の変更
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、特区計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、「ハ イ及びロに掲げるもののほか、特区計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、個別の規制の特例措置に応じて特区計画に記載することが要請される規制の特例措置の内容の詳細な事項についての軽微な変更を想定しています。この場合の軽微な変更の具体的な内容については、計画の変更の際に個別の申し出があった場合に、内閣総理大臣が個別具体の事情を勘案して判断することになります。

また、市町村合併に伴い、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入した場合）は当然に変更の申請は要しませんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅した場合（新設合併により、新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入された場合）は、変更の申請を行う必要があります。

軽微な変更を行った場合であっても、当該地方公共団体は、変更の内容、変更の内容が適用された日について、特区計画の認定事務を行う内閣府に情報提供されますようお願いします。

なお、具体的には以下のとおりの手続が必要です。

① 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合）は、特区計画の変更の申請を行う必要があります。

<特区計画の取扱い>

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、法第6条に基づく変更の申請を行います。

<手続>

イ 基本方針3.(1)⑧において、「市町村の合併に伴い、特区計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、（中略）当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。」とされておりますが、具体的には、地方自治法第7条第7項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の3か月前から合併予定日までの間で速やかに、変更の申請書を提出してください。なお、変更計画書の作成方法等について御不明な点がある場合はお早めに御相談ください。

ロ 変更の申請書は、現に認定を受けている地方公共団体名で提出してください。

ハ 特区の範囲の変更を行う等、合併に伴う変更以外の変更も併せて行う場合は、それを含めて変更の申請書を提出してください。

② 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）、特区の範囲の変更等がない限り、特段の手続は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があった場合には、内閣府に報告をしてください。特区の範囲等を変更する場合は、変更の申請を行う必要があります。

<特区計画の取扱い>

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、特区の範囲の変更等がない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱います。

<手続>

イ 合併に伴い、特区の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変更が生じたのみの場合は、法第6条第1項の「軽微な変更」に該当しますので、変更の申請は不要です。ただし、地方自治法第260条第2項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、内閣府へ報告をするようお願いいたします。

ロ 合併に伴い、編入した他の市町村にも特区の範囲を拡大する等の場合には、法第6条に基づく変更の申請を行ってください。

<参考条文>

構造改革特別区域法

第六条 地方公共団体は、認定構造改革特別区域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第四項から第十二項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

附 則

第五条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち構造改革特別区域に関するものについては、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

構造改革特別区域法施行規則

第三条 法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二・三 （略）

地方自治法

第七条 （略）

7 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

8 （略）

第二百六十条 （略）

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 （略）

1-3 地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画との関係

特区計画の取組を進めるに当たっては、地方公共団体が目指す総合的な目標を達成するため、地域再生計画の支援措置及び中心市街地活性化基本計画の事業等との連携によって、より効果的な実施が可能となります。このため、特区計画の認定申請と、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定申請については、基本的に同時に受付を可能とし、申請窓口の一元化等、認定手続を一体的に進めることとします。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第15号の規定に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する特定事業については、地域再生計画に記載することができます。

この場合、地域再生法第17条の61の規定に基づき、特定事業が記載された地域再生計画の認定があった場合は、特区計画の認定があったものとみなします。

第2章 認定基準等の解説

2-1 特区計画の認定基準について

特区計画の認定基準については、法第4条第9項各号（1号基準から3号基準まで）に規定されており、その具体的な内容が基本方針3.（1）④に記述されています。これらの内容について、以下に解説します。

1) 基本方針3.（1）④ i)ア)について

i) 1号基準（特区基本方針に適合するものであること）

ア)「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が特区計画を作成するに当たって、上記1. に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要があります。

その際、特区計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、上記1.（2）ア)に示したように、将来全国的な構造改革へと波及し得るような地域発の構造改革たり得るものであることに留意する必要があります。

<基本方針1.>

(1) 構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。我が国の経済社会が、人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。

今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、我が国の経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

その際、全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野があることを踏まえると、地方公共団体や地域の実情に精通したNPO、民間企業等（以下「民間事業者等」という。）の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。

また、持続可能で活力ある地域の形成のため、やる気のある地域が独自

の取組や地方と都市とのヒト・モノ・カネの交流・連携を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を、政府を挙げて応援していくことが必要である。特区制度については、こうした基本的考え方に沿った地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要であり、今後一層の充実を図ることが必要である。

したがって、地域は、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講ずることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

(2) 構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の2つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現し得るような特区構想を立案することが期待される。

- ア) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- イ) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

なお、特区制度の活用には、地方公共団体と民間事業者等との連携が重要である。このため、国は、法第4条第5項及び第6項に基づく提案制度の活用等により民間事業者等が特区における取組に主体的に参画できるよう、パンフレット等を通じて十分な周知に努めるとともに、地方公共団体と民間事業者等との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対しては、円滑な実施に向けて取り組むものとする。

【解説】

法第4条第9項第1号に基づく基準（以下「1号基準」という。）は、「特区基本方針に適合するものであること」とされており、その内容は、

- ・基本方針中「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること
 - ・基本方針中「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること
- の2つに分けられます。ここでは、前者の内容について解説します。

基本方針1.(1)及び(2)に「構造改革の推進等の意義」及び「構造改

革の推進等の目標」が定められていますが、特区計画全体がこれらの「意義」及び「目標」の内容と整合していることが求められます。判断のポイントとしては、次の点が挙げられます。

- ① 基本方針中の「意義」に照らして、「自助と自立の精神」のもとに、地域の特性に応じた特区構想として知恵と工夫を持って立案された計画であること。
- ② 基本方針中の「目標」に照らして、地域特性に応じた地域活性化のみならず、将来全国的な構造改革へと波及しうるような地域発の構造改革たり得るものであること。

2) 基本方針3.(1)④ i)イ)について

イ)「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること
特区計画に記載されている事項が、上記③ア)からエ)を満たすことが判断基準である。

<基本方針3.(1)③ア)からエ)>

③特区計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項に従って特区計画を作成する必要がある。

- ア) 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令で定められているところに適合するものであること。
- イ) 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。
- ウ) 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。
- エ) 民間事業者等から提案を受けて作成した場合における民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

【解説】

1号基準の後者の内容について解説します。ここでは、次の4つの事項に従って、特区計画が作成されていることが求められます。

- ① 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令で定められているところに適合するものであること。
 - ・ 特区計画に記載されている規制の特例措置の内容が、法律等又は通達

等で定められている規制の特例措置の規定内容に対して、客観的事実に照らして反するものでないことについて判断するものです。この際、一義的には地方公共団体が計画の申請に当たって行った適合の判断が尊重されます。

- ② 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。
 - ・ 特区の範囲については、第1章1-2 5) ②で述べたとおり、「必ずしも特区計画に盛り込んだすべての規制の特例措置が適用される区域を示すものではなく、関連する事業を含め、地方公共団体が実施しようとする事業全体に対応するものとして合理的な範囲で設定できる」ものです。ここでは、特区の範囲に事業の実施と明らかに関連のない区域が含まれていないことを判断するものです。
- ③ 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。
 - ・ 特区計画に基づき実際に行われることが期待されている具体的な行為と、特区計画に盛り込まれている規制の特例措置の規定内容とが明らかに反していないことを判断するものです。
- ④ 民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。
 - ・ 法第4条第4項及び第5項に基づく制度が、特区計画を申請する地方公共団体により確実に履行されていることを確認するものです。例えば、民間事業者等からの提案を踏まえた計画であるとしながら、合理的な理由なく提案内容と異なる計画となっている場合、都道府県が申請主体であるのに関係市町村からの意見聴取がなされていない場合、実施主体からの意見聴取の方法が極めて短時間かつ一方的な方法で行われており、十分な意見の反映が困難であると認められる場合等は、この基準に適合しないものとして扱われます。

3) 基本方針3. (1)④ ii)について

ii) 2号基準(当該特区計画の実施が当該特区に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること) 特区において特区計画に定める事業を総合的に行うことにより、適切な

経済的社会的効果を及ぼすと見込まれることが判断基準である。

【解説】

法第4条第9項第2号に基づく基準の具体的な内容を述べたものです。

特区計画に定める個々の事業ごとの効果だけではなく、計画全体として効果が見込まれる必要があります。

必ずしも経済的社会的効果の大きさや発現の早さを問うものではなく、特区の状況に応じて、適切な経済的社会的効果を及ぼすことが見込まれることについて判断するものです。

4) 基本方針3. (1)④iii)について

iii) 3号基準(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)

特区計画が認定された場合に、

ア) 規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

イ) 事業の実実施スケジュールが明確であること

が判断基準である。なお、特区計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる。

【解説】

法第4条第9項第3号に基づく基準(以下「3号基準」という。)は、特区計画の認定を受けた後、計画に基づく事業が確実に実行に移され、全国的な構造改革への波及、地域経済の活性化という特区制度の目標の実現に着実につながっていくことを担保するため、主体の特定状況と事業の実実施スケジュールについて判断するものです。

主体の特定状況の判断については、次のポイントが挙げられます。

① 規制の特例措置が成立するために特定することが不可欠な主体についての特定状況が対象であること。例えば、障害児(者)を特定小規模多機能型居宅介護事業所で受け入れる特例については、規制の特例措置を受ける主体としては事業所、障害児(者)(となる者)の両方が想定されますが、事業所を特定すれば、障害児(者)となる者が存在する蓋然性は当然に高いと言えるので、事業所のみが主体となります。

② 「特定されている」とは主体となる具体の個人又は法人が既に定まって

いることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば次のものが挙げられます。

- イ 実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況
- ロ 計画申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、間もなく特定されることが確実な状況
- ハ コンペやプロポーザル等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

いずれにしても、なお書きとの関係から見ても、計画認定後1年以内に主体が特定される見込みが高いと判断されることが必要となります。

- ③ なお書きでは「申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる」とされており、いわば「仮免許」を付与することを予定しています。これは、規制の特例措置が受けられることを担保した後でなければ、主体の誘致、勧誘を行うことが難しい場合があることに配慮したものです。この場合、1年以内に主体が特定されなければ、法第9条に基づき認定の取消しが行われる可能性があることに留意する必要があるがあります。

事業の実施スケジュールの判断に当たっては、規制の特例措置の適用が開始された後、これに基づく事業が成立し、必要な成果が得られるまでのスケジュールが明確になっていることを求めるものです。必ずしも、事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判断するものではありません。事業の性格や計画全体の構成により、適切なタイムスパンは異なるものであることから、計画を作成する地方公共団体が適切に判断することとなります。

2-2 関係府省庁の長による同意について

関係府省庁の長による同意については、法第4条第10項に規定されており、その具体的な内容が基本方針3.(1)⑤に記述されています。これらの内容について、以下に解説します。

<基本方針3.(1)⑤>

⑤関係府省庁の長による同意の手続

内閣総理大臣は、地方公共団体から申請のあった特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第10項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について関係府省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた関係府省庁の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行う^①ものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定められる法令（以下「特例措置の内容等」という。）に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行う^②ものとする。

関係府省庁の長は、特区計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」^③及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、特区計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意する^④ものとする。

関係府省庁の長が不同意と回答する場合には、特区計画に記載された規制の特例措置について、どの部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。関係府省庁の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該特区計画の認定を行う前に、当該特区計画を作成した地方公共団体及び関係府省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図る^⑤ものとする。

また、関係府省庁の長は、同意する場合にあっては、当該特区計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付す^⑥ことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

【解説】

- ① 「期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行う」
- ・ 関係府省庁の長は、期限までに同意又は不同意の判断を行い、書面又は電磁的方法により、判断の結果を回答することとされています。

- ② 「適合の判断は地方公共団体が行う」
- ・ ここで地方公共団体が行うこととされている「適合の判断」とは、規制の特例措置を定める法律等又は通達等の規定内容と、当該特区計画に記載する規制の特例措置の内容との適合を判断することを指すものであり、具体的には「×××の要件に適合するものと地方公共団体が認めて申請し」と記載されている部分の要件への適合の判断等が該当します。
- ③ 「別表1に定める「同意の要件」」
- ・ ②で述べたように規制の特例措置の導入に当たっての要件は原則として地方公共団体が判断することとされており、関係府省庁の長が同意に当たって個別の規制の特例措置について特別に求める要件は極めて限定されています。基本方針別表1では、次の2つのものに限定されているところです。
 - イ 規制の特例措置に関して一定の手続が実施されていることが定められている場合に当該手続の確認を行うもの
 - ロ 規制措置の特例を認める条件として、安全面で措置を求めている場合に当該措置の確認を行うもの
- ④ 「特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意する」
- ・ 「明らかに反する」とは、客観的な事実を照らして反することを指します。特例措置の内容と「特例措置の内容等」との適合については地方公共団体が一義的に判断することとされていることから、地方公共団体の判断を尊重し、関係府省庁の長が行う判断は客観的な事実を照らした形式的なものに限定しているものです。
- ⑤ 「地方公共団体及び関係府省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図る」
- ・ 仮に、関係府省庁の長が客観的な事実を照らして不適合の判断をした場合には、当該規制の特例措置については認定の対象とすることはできませんが、関係府省庁の長の判断のみをもって直ぐに認定の不可の処理を行うこととはせず、地方公共団体、関係府省庁の長の双方から事実の確認等を行う等、内閣総理大臣が所要の調整を行うこととしています。

- ⑥ 「同意の要件等」に関する条件を付す」
- ・ 関係府省庁の長が同意に際して何らかの条件を付すことは不必要に行われてはなりません。例えば、上述した保安関係規制の特例措置の条件として安全面での措置を「同意の要件」として求める場合には、個別の事情に応じて措置の担保方法等について条件を付すことがやむを得ないものと認められる場合もあります。
 - ・ そこで、③で述べたように極めて限定的に設定されている「同意の要件」に関するものについてのみ、条件の設定を容認することとしたものです。

第3章 認定申請手続について

3-1 認定申請に必要な書類

特区計画の認定申請に必要な書類は、法第4条第1項に基づく内閣府令で定められることとなっていますが、規定されている書類は次のとおりです。

- ① 特区計画認定申請書（内閣府令で様式を規定）
- ② 特区計画（法第4条第2項及び第3項で記載すべき事項及び記載するよう努める事項を規定。また、内閣府令で様式を規定）
- ③ 添付書類
 - イ 特区に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特区を表示した付近見取図
 - ロ 規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
 - ハ 特区計画の工程表及びその内容を説明した文書
 - ニ 法第4条第4項の規定により聴いた意見の概要
 - ホ 法第4条第5項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要
 - ヘ イからホに掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

添付する書類については、その一覧性を確保する観点から添付書類の一覧（目次）を作成してください。

法律等に基づく規制の特例措置と同様に、通達等により定められる規制の特例措置の適用を受けようとする場合、上記の書類と同様のものを用いることとします。具体的には、一つの特区計画で法律等に基づく特例と通達等に基づく特例を併せて記載することも、通達等に基づく特例のみの特区計画を作成することも可能となります。

また、認定された特区計画の変更の申請に際しては、

- ① 特区計画の変更の認定申請書
- ② 変更後の特区計画
- ③ 変更事項に係る添付書類（添付書類一覧（目次）及び上記イからへのうち該当するもの。付録1モデル添付書類（例）参照）

を揃えて、申請することとなります。

3-2 認定申請書類の作成要領

1) 特区計画認定申請書等

① 特区計画認定申請書

特区計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定申請については、基本的に同時の受付を可能とし、認定手続を一体的に進めることとしたことから、認定申請書類についても、個々の計画の場合のみならず、複数の計画を同時に申請する場合に対応できるようにしています。

なお、地域再生法第5条第4項第15号の規定に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する特定事業については、地域再生計画に記載することができます。

イ 特区計画のみの認定申請を行う場合

構造改革特別区域計画認定申請書	
	年 月 日
内閣総理大臣 殿	
	地方公共団体の長の氏名
構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について認定を申請します。	

本申請書の作成に当たってのポイントは次のとおりです。

- i) 複数の地方公共団体が申請主体である場合、連名で記載すること。
- ii) 法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第5条に規定する措置」の文字を、法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

ロ 特区計画と同時に、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画の認定申請を行う場合

i) 特区計画と地域再生計画を同時に認定申請する場合

構造改革特別区域計画及び地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注) ・特区計画の認定申請に関しては、法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同附則第5条に規定する措置」の文字を、同法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

ii) 特区計画と中心市街地活性化基本計画を同時に認定申請する場合

構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化基本計画について認定を申請します。

注) ・特区計画の認定申請に関しては、法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同附則第5条に規定する措置」の文字を、同法附則第5条に規定する措置

のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

iii) 特区計画、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画の3計画を同時に認定申請する場合

構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画
認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について、並びに、中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化基本計画について認定を申請します。

注) ・特区計画の認定申請に関しては、法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同附則第5条に規定する措置」の文字を、同法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

② 特区計画の変更の認定申請書

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

注) ・変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

本申請書の作成に当たってのポイントは次のとおりです。

- i) 複数の地方公共団体が申請主体である場合、連名で記載すること。
- ii) 「変更事項」には、3-2 1) ③特区計画（本体）の記載事項のうち、1から8までの事項、及び3-2 1) ④特区計画（別紙）の記載事項のうち、別紙の1から5までの事項で変更があるものについて記載すること。
- iii) 「変更事項の内容」には、変更事項ごとに、変更前と変更後を対比して記載すること。
- iv) 法第6条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第5条に規定する措置」の文字を、法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第6条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

③ 特区計画（本体）

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
- 2 構造改革特別区域の名称
- 3 構造改革特別区域の範囲
- 4 構造改革特別区域の特性
- 5 構造改革特別区域計画の意義
- 6 構造改革特別区域計画の目標
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 8 特定事業の名称

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

注 2及び4から8までに掲げる事項については、記載するよう努めること

本計画の作成に当たってのポイントは次のとおりです。

- i) 「1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称」には、特区計画を作成し申請する地方公共団体の名称を記載すること。複数の地方公共団体が共同で申請する場合には、連名で記載すること。

- ii) 「2 構造改革特別区域の名称」には、「〇〇特区」と記載すること。ただし、複数の計画を同時に認定申請する場合は、計画名称を一つにまとめることを可能にするため、「〇〇特区」以外の記載も可能とします。名称については、計画の内容を簡潔かつ端的に表現するものを任意に設定してください。
- iii) 「3 構造改革特別区域の範囲」には、特区の範囲を明示すること。文章で表現することが困難な場合には、「別添のとおり」とし、図面を添付しても結構ですが主たる場所は明示してください。特区の範囲の表現方法については、特区計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で紛れがないよう定めればよく、特に決まりはありません。
- iv) 「4 構造改革特別区域の特性」には、当該地域において規制の特例措置を講じる必要性、すなわち自然的、経済的、社会的諸条件や他の地域と異なる取扱いをする必要性等特区の特性を簡潔かつ端的に表現すること。特区の特性については、特区計画の意義、目標、経済的社会的効果と連動するとともに、個別の規制の特例措置の内容との整合性にも関係することに留意して記述してください。
- v) 「5 構造改革特別区域計画の意義」には、基本方針1.(1)の内容と整合性をとりつつ、特区計画の意義を簡潔かつ端的に表現すること。
- vi) 「6 構造改革特別区域計画の目標」には、基本方針1.(2)の内容と整合性をとりつつ、計画により、当該特区において実現されるべき経済社会活動の状態等特区計画の目標を簡潔かつ端的に表現すること。
- vii) 「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」には、計画に定める個々の事業ごとの効果を列挙するのではなく、計画全体として期待される効果について記述すること。この際、可能な限り定量的な表現を用いることとし、定量的な指標の根拠を明らかにしてください。根拠を示す書類については、「別添のとおり」として、添付しても構いません。
- viii) 「8 特定事業の名称」には、当該特区計画で実施しようとする特定事業のすべての名称を記載すること。なお、事業の詳細は、3-2 1) ④の特区計画(別紙)に記載することになっています。

なお、5及び6等必要に応じてまとめて記載することも可とする。

④ 特区計画（別紙）

別紙

- 1 特定事業の名称
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
- 4 特定事業の内容
- 5 当該規制の特例措置の内容

注1 特定事業ごとに作成すること

- 2 1に掲げる事項については、記載するよう努めること

別紙は、特区計画に記載する特定事業ごとに作成してください。別紙の作成に当たってのポイントは次のとおりです。

i) 「1 特定事業の名称」には、基本方針別表1に記載されている特定事業のうち該当するものの「番号」及び「特定事業の名称」を記載すること。

ii) 「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」には、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の範囲（当該者の属性、規模、所在地等）を記載すること。その際、3号基準の主体の特定に留意してください。例えば、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の特例では、「特区内の保育所（の設置主体）」、「特区内の保育所のうち〇〇町に所在するもの」、「（特定の）〇〇保育所」等の表現が可能です。

この場合、「（特定の）〇〇保育所」と保育所を特定して記載していれば、主体を追加する場合には計画の変更事項に該当しますが、「特区内の保育所」と記載し、当面、一部の保育所で特定事業を実施し、その後、他の保育所を追加しても計画の変更は必要ありません（ただし、この場合は原則として、当面実施する保育所を後述する3-2 2) (2) の書

類で明確にし、主体の特定を図ることとします。)

なお、規制の特例措置の適用を受ける者の特定が求められている規制については、主体を特定していただく必要があります。

- iii) 「3 当該規制の特例措置の適用の開始の日」には、特区計画の認定後、規制の特例措置の適用を開始しようとする日を地方公共団体が実情に応じて任意に設定し、記載すること。すなわち、規制の特例措置が適用された後に行われる許認可や事実行為の開始の日を記載するものではありません。
- iv) 「4 特定事業の内容」には、規制の特例措置の適用を受けて実施される事業の具体的な内容として、事業に関与する主体、事業が行われる区域、事業の実施期間、事業により実現される行為や整備される施設等の詳細、その他の事業内容を明らかにするために必要な内容を記述すること。なお、個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、内閣府地方創生推進事務局ホームページで明らかにしています。
- v) 「5 当該規制の特例措置の内容」には、当該地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠、基本方針別表1の「特例措置の内容」で定められている特区計画認定後に求められる通知等の手続の実施方法や「同意の要件」で定められている弊害の防止措置の内容等、規制の特例措置を適用するために必要な内容を記述すること。特に、2-2で記述しましたように、特例措置の内容への適合の判断は、地方公共団体が行うこととなっているので、個別規制毎に、適合性の判断の根拠を記述してください。単に、基本方針別表1や規制の特例措置を定める法律等の規定内容を転記するものではありません。なお、個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、内閣府地方創生推進事務局ホームページで明らかにしています。

2) 添付書類

2-1) 特区計画のみの認定申請の場合

(他の計画も同時に申請する場合は、2-2)を参照)

(1) 区域の図面

〔 特区に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特区を表示した付近見取図 〕

- ・ 特区の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。付録1のうちモデル添付書類(例)の「地図A」又は「地図B」を参考にしてください。
- ・ ポイントは次のとおりです。
 - i) 特区の範囲が市域、県域等の行政区と一致する場合は、単に行政区画を表示した図面で足りることとします。
→→→ 地図Aを添付
 - ii) 特区の範囲が市域、県域等の行政区と異なる場合は、行政区の一部を切り取って特区の範囲とする場合は紛れがないように、縮尺、方位、目標となる地物とともに区域を表示する図面も求めます。
→→→ 地図Aに加えて、地図Bも添付

(2) 実施主体の特定の状況

〔 規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類 〕

- ・ 特区計画(別紙)に記載される「当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」の内容を補完して、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類(例)の「実施主体の特定の状況」を参考にしてください。
- ・ ポイントは次のとおりです。
 - i) 主体が既に特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。
 - ii) 主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体を特定する方法、主体の特定までのスケジュール、主体が特定される蓋然性が高いことを示す特区内における同種の事業の実績等を記載してください。

- (3) 工程表（特区計画の工程表及びその内容を説明した文書）
- ・ 3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類（例）の「工程表」を参考にしてください。
 - ・ ここには、各事業（関連事業を含む）の工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。
 - ・ 工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文章でも記述してください。
 - ・ 個別の事業の工程については、少なくとも、次の点について記載してください。
 - i) 当該規制の特例措置の適用が開始される日
 - ii) 特区計画の認定後に特例措置に基づく許認可が行われる場合には、当該許認可申請を行う見込みの日
 - iii) 特例措置に基づく事実行為が実際に開始される日
- (4) 関係者の意見（法第4条第4項の規定により聴いた意見の概要）
- ・ 意見を聴いた主体の名称、意見を聴いた日時、意見を聴いた方法、意見の概要、意見に対する対応について記載してください。
- (5) 特定事業の実施予定者からの提案（民間事業者等による地方公共団体への提案の概要）
- 〔 法第4条第5項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要 〕
- ・ 提案を行った主体の名称、提案が行われた日時、提案の方法、提案の内容、提案に対する対応について記載してください。
- (6) 同意要件に関する書類
（その他内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類）
- 内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した添付書類としては、原則として、基本方針別表1で「同意の要件」が設定されている特例措置に限って、次のものを認めています。
- ① 弊害を防止する措置としての安全確保策の安全性を立証するための実験データ、文献等
 - ② 特区計画の認定申請として定められている事前手続が行われたことを示す書類

2-2) 地域再生計画、中心市街地活性化基本計画と同時に認定の申請を行う場合

(1) 区域の図面及び(2) 工程表については、3-2 2-1)(1) 及び(3) と同じ書類を添付してください。

ただし、(1) の区域の図面のうち、中心市街地活性化基本計画の認定申請を行う場合については、3-2 2-1)(1) に加え、以下の要領に従った計画図を添付してください。

- ・ 原則、縮尺1万分の1程度の地図を添付してください。
なお、国土地理院刊行の縮尺1万分の1の地図がある場合はそれを使用してください。その場合、所要の区域が複数の同地図を要する場合は切れ目なく貼り合わせたものとしてください。
- ・ 当該地図に、中心市街地区域（区域の外周を赤い太線で示すこと）、基本計画に記載された個別事業等の行われる場所（中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル Ⅲ. 基本計画の作成要領4から8までに係る事業ごとに異なる色（黒、青及び赤以外の色）を用いること）を点・線・面で示してください。
なお、色の使用については、別途個別の指示をする場合があります。主要な公共公益施設・商業施設の場所（公共公益施設については青い点・線・面、商業施設については赤い点・線・面で示すこと）等を示すことにより、事業等が一覧できるように図示してください。
- ・ 事業等の実施箇所が中心市街地区域全体を対象とする場合など、特定の実施箇所を示すことができない場合は、別に一覧表で記載してください。
- ・ 立地適正化計画が作成されている場合は、中心市街地区域と立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域を同一図に図示してください。

(3) 構造改革特区関係の書類

3-2 2-1)(2) 及び(4)～(6) と同じ書類を添付してください。

(4) 地域再生関係の書類

特区計画と同時に、地域再生計画の認定申請を行う場合については、次の書類を添付してください。

① 区域の付近見取図（地域再生計画の区域を具体的に特定するために必要な場合のみ。なお、地域再生計画の区域の範囲が市域、県域等の行政区画と一致する等、地域再生計画の記載により具体的に区域を特定することが可能な場合は添付の必要はありません。）

② 地域再生計画の工程表

③ 地域再生協議会における協議の概要

地域再生法第5条第8項に掲げる協議を行った場合は、当該協議の概要を記載した資料を添付してください（任意様式）。

④ その他必要資料

※地域再生計画に記載する支援措置によって必要となる書類が異なるため、必ず最新の地域再生計画認定申請マニュアル（総論）、（各論）を確認してください。

申請された計画が認定された場合はホームページに掲載します。
パンフレット等でも活用する場合がありますので御了承ください。

(5) 中心市街地活性化関係の資料

特区計画と同時に、中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）の認定申請を行う場合については、中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルに記載されている次の資料を添付してください。

① 中心市街地の区域等を示す計画図

基本計画様式の区域図等に加えて、以下の要領に従った計画図を添付してください。

- ・ 原則、縮尺1万分の1程度の地図を使用してください。
なお、国土地理院刊行の縮尺1万分の1の地図がある場合はそれを使用してください。その場合、所要の区域が複数の同地図を要する場合は、切れ目なく貼り合わせたものとしてください。
- ・ 当該地図に、中心市街地（区域の外周を赤い太線で示すこと）、基本計画に記載された事業等の行われる場所（4から8までの項目ごとに異なる色（黒、青及び赤以外の色）を用いること）を点・線・面で示してください。

なお、色の使用については、別途個別の指示をする場合があります。

主要な公共公益施設・商業施設の場所（公共公益施設については青い点・線・面、商業施設については赤い点・線・面で示すこと）等を示すことにより、事業等が一覧できるように図示してください。

- ・ 事業等の実施箇所が中心市街地区域全体を対象とする場合等、特定の実施箇所を示すことができない場合は、別に一覧表で記載してください。
- ・ 立地適正化計画が作成されている場合は、中心市街地区域と立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域を同一図に図示してください。

② 中心市街地の第1号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式第4 2. [3] 関係）

当該中心市街地における小売商業、各種事業所、公共公益施設の店舗数、施設数、床面積等の割合が、他の地域と比較して高いことがわかるよう、必要なデータ等を添付してください。加えて、当該中心市街地の商圈及び通勤圏の区域図、商圈人口及び通勤圏人口の推移がわかるデータがある場合には、それらも添付してください。

③ 中心市街地の第2号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式第4 2. [3] 関係）

土地の利用状況や当該中心市街地における空き店舗数（又は率）、空き地面積の推移、事業者数や従業員数等の推移が分かるよう、必要なデータを添付してください。

④ 中心市街地の第3号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式第4 2. [3] 関係）

⑤ 協議会等から聴取した意見（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第6項、基本計画様式第4 9. [2] 関係）

⑥ 関係行政機関の長の同意に際して、提出が求められている書類等
社会資本整備総合計画、大規模小売店舗立地法の特例に関する公示の
写し等必要なデータを添付してください。

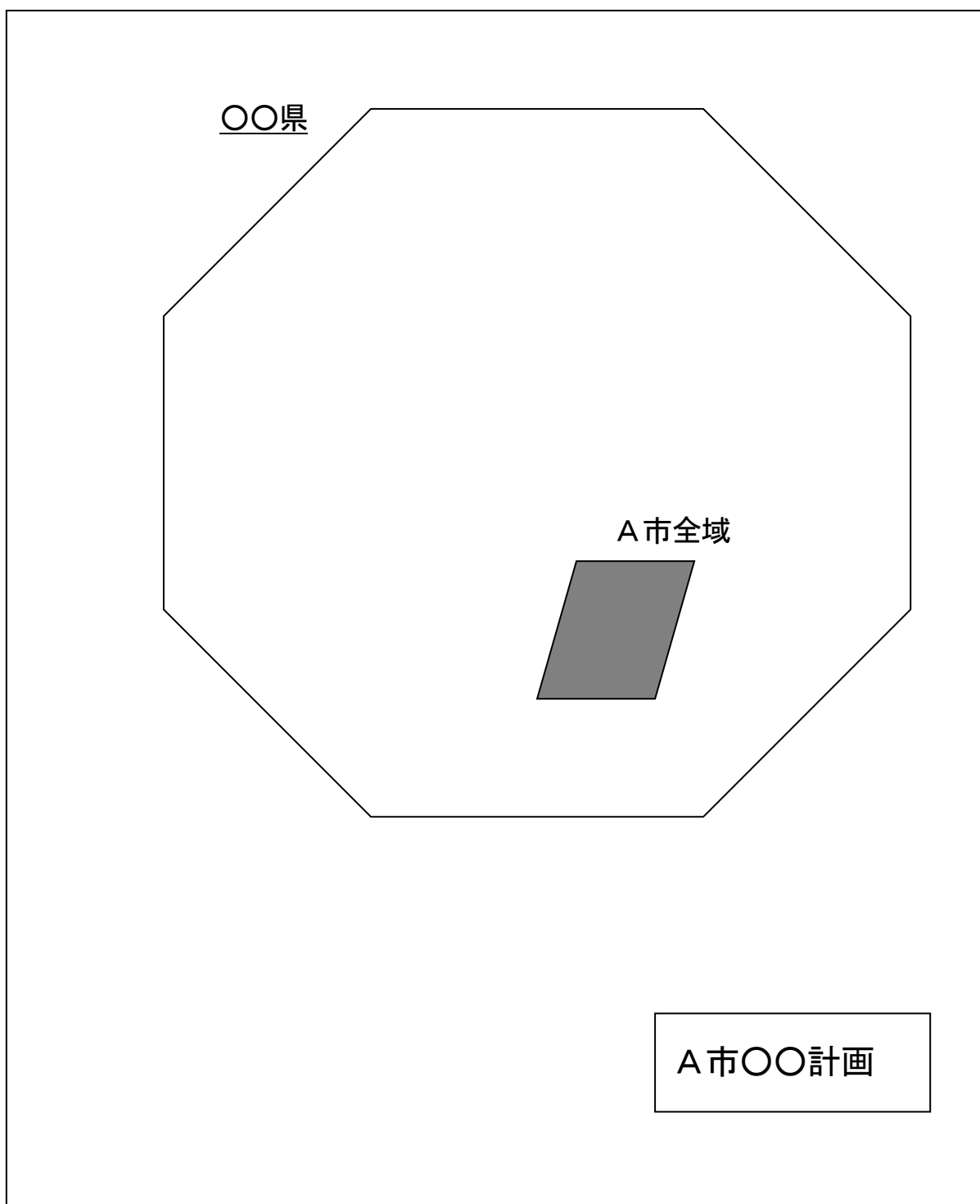
中心市街地活性化ソフト事業の支援措置（総務省）を活用する場合で、事業実施場所と中心市街地活性化区域との位置関係を示す区域区分を「区域外」又は「区域内外」として記載する事業については、事業名と位置関係を示した図面を添付してください。

- ⑦ 市町村の推進体制を示す書類（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第9章1.（1）、基本計画様式第4-9. [1] 関係）
- ⑧ （協議会が組織されている場合のみ）協議会の規約、構成員一覧、議事の概要（中心市街地の活性化に関する法律第9条第6項、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第9章1.（2）、基本計画様式第4-9. [2] 関係）
- ⑨ 都市計画図
- ⑩ コンパクトなまちづくり、中心市街地の活性化について、公表されている市町村の方針等（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第10章及び第12章、基本計画様式第4-10. 及び11. 関係）
市町村マスタープラン、総合計画、立地適正化計画（策定している場合）、その他当該市町村の開発・まちづくりに関する公式に採択された、若しくは公的機関で審議中の計画その他の政策文書、条例等を添付してください。
- ⑪ 「客観的現状分析」「地域住民のニーズ等の客観的把握・分析」を申請市町村において行った際に使用した主な統計的なデータ（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第9章2. ①、基本計画様式第4-9. [3] 関係）
- ⑫ 現在中心市街地の区域内に立地している公共公益施設について、その移転計画がある場合は、当該計画に関する資料（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第10章、基本計画様式第4-10. 関係）
- ⑬ その他必要な書類
中心市街地整備推進機構を指定したことが分かる資料（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項第1号イに該当する場合）等、必要なものを添付してください。

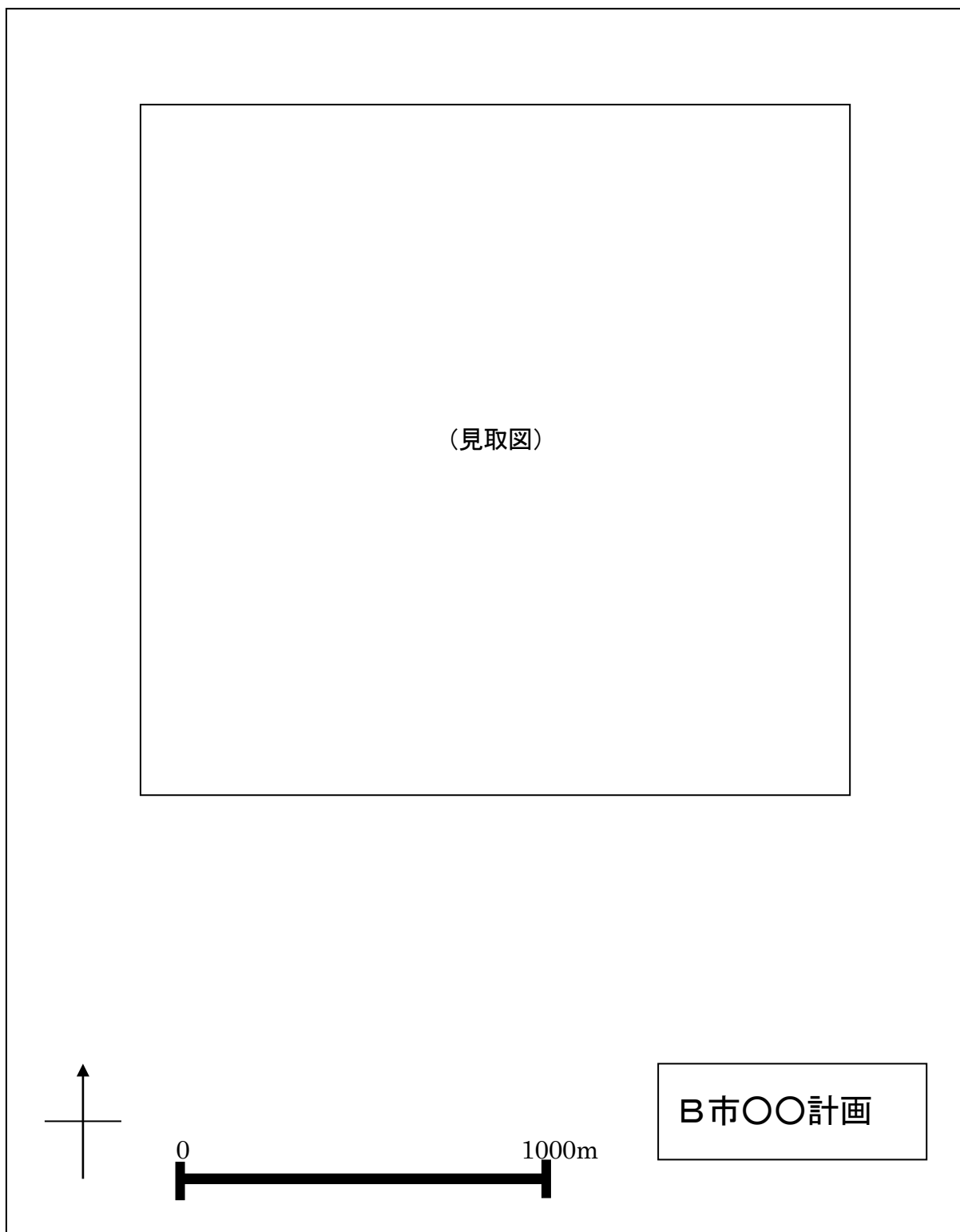
付録 1

モデル添付書類（例）

地図A 計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
（計画の区域が、県や市町村の全域の場合）



地図B 縮尺、方位、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図
(計画の区域が、市町村の区域の一部の場合)



実施主体の特定状況

② 主体が特定されていない場合

<p>これまでの調整状況</p>	<p>○年△月 ○○市特区構想検討委員会設置 ○年○月 △△関係事業者（○社）への意向調査 △ 社が参加意向を示す。 △年△月 同検討委員会提言 △△事業の事業者については、コンペで選定すべきことが提言された。</p>
<p>特定する方法</p>	<p>国内及び国外の△△関係事業者を対象に、コンペを実施する。 コンペの選定委員会委員 ○○（役職、委員長）、△△（役職）、××（役職）・・・ 予算：○○円</p>
<p>今後の予定</p>	<p>○年○～○月 コンペ参加募集 ○年△～△月 提案受付 ○年×月 選定委員会、審査結果の公表 →規制を受ける主体の特定 △年○月～ 事業開始</p>

関係者の意見
(法第4条第4項の規定により聴いた意見の概要)

対象者	〇〇株式会社 (代表者 〇〇 〇〇) (住所：〇〇市△△町 ×－×－×)
意見を聴いた日時	〇〇年〇月〇日
意見を聴いた方法	△月△日に計画骨子案を提示し、〇月〇日に文書にて意見提出があった。
意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定事業については、〇〇だけではなく、△△も実施する方が地域活性化のために効果的 2. 特定事業の開始日を6か月遅くすること <p>.....</p>
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. については、意見を踏まえ、△△事業も計画に位置付けた。 2. 6か月遅くすることは、効果が大きく減るので、対象者と調整し、骨子案から2か月遅くし、×月から開始することとした。 <p>.....</p>

特定事業の実施予定者からの提案
(法第4条第5項の規定により踏まえた提案の概要)

提案者	学校法人〇〇〇 (代表者 〇〇 〇〇) (住所：〇〇市△△町 ×－×－×)
提案のあった日時	〇〇年〇月〇日
提案の方法	「〇〇教育特区」提案書の提出
提案の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不登校児童生徒対象学校設置事業（仮称）の実施 2. 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業の実施 3. これらの事業者として、当該学校法人を位置付けること <p>.....</p>
提案に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意見を踏まえ、本事業を位置付けた計画を作成した。 2. 同上 3. 規制の特例措置を受ける主体については、市内に住所があり、本事業を実施してきた実績のある学校法人3団体とすることとし、計画に位置付けた。 <p>.....</p>